第63回社会保障審議会生活保護基準部会 令和８年11月５日	資料３－１

厚生労働省
ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

生活保護基準部会の役割等について

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

生活保護基準部会の役割等について

- 第58回生活保護基準部会における主な意見・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２
- 生活保護基準部会の設置の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３
- 生活保護基準部会における令和４年検証結果の概要・・・・・・・・Ｐ４～Ｐ５
- 令和５年度以降の生活扶助基準の見直しの概要・・・・・・・・・・・・Ｐ６～Ｐ８
- 最高裁判決を踏まえた対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ９～Ｐ16
- 生活保護基準部会の役割等に関する論点案・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ17

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

第58回生活保護基準部会における主な意見

○　本部会の審議すべき事項については、「５年に１度の全国消費実態調査等に基づく生活保護基準の定期的検証」とされているのみであり、基準改定に当たって専門的知見を要する事項がこの記述のみで適切にカバーされているのか、必ずしも明確になっていないのではないか。今回、定期検証以外の審議ということも今後見据えていくのであれば、本部会の役割について改めて整理をする必要があるのではないか。

○　厚生労働省においては、今回の最高裁判決を重く受け止め、再発防止を図るために、生活保護基準部会の役割を改めて整理したほうがよい。

（参考）最高裁判決への対応に関する専門委員会報告書（令和７年11月18日）（抜粋）

第３章 判決の効果及び平成 25 年当時の生活扶助基準に係る検討を踏まえた対応の在り方
【基準の見直しの具体的手法】
④ 上記を踏まえた総括
（略）
○　なお、平成 25 年当時の生活扶助基準改定について、今回の最高裁判決において、「物価変動率のみを直接の指標とすることについて、基準部会等による審議検討を経ていないなど、 その合理性を基礎付けるに足りる専門的知見があるとは認められない。物価変動率のみを直接の指標として用いたことに、専門的知見との整合性を欠くところがあり、この点において、 デフレ調整に係る厚生労働大臣の判断の過程及び手続には、過誤、欠落があった」と判示されたことを重く受け止め、今後の改定手続において同様の問題が生じないよう、特にこれまでと異なる判断を行う場合には、厚生労働省において、専門的知見に基づく生活保護基準部会等における検討を経て適切な改定を行うよう特段の留意を求めるものである。

生活保護基準部会の設置の趣旨

○　生活保護基準部会は、生活保護基準の定期的な評価・検証についてご審議いただく専門の部会として設置されている。

○　生活扶助基準の検証は、一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか否かを見極めるため、消費実態に係る統計調査のデータ等を用いて、専門的かつ客観的に実施する必要がある。

（参考）生活保護基準部会の設置について（平成23年2月10日社会保障審議会（総会）において了承）（抄）

1．部会の設置の趣旨及び審議事項
　生活保護基準について、5年に1度実施される全国消費実態調査の特別集計データ等を用いて、専門的かつ客観的に評価・検証を実施する必要がある。このため、社会保障審議会に、生活保護基準の定期的な評価・検証についてご審議いただく専門の部会を設置する。

○生活保護制度の在り方に関する専門委員会　報告書（平成16年12月15日）
　第2　生活保護基準の在り方について
　1　生活保護基準の評価・検証等について
　（1）評価・検証（抜粋）
　　今後、生活扶助基準と一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか否かを定期的に見極めるため、全国消費実態調査等を基に5年に一度の頻度で検証を行う必要がある。

○　上記の評価・検証については、生活保護において保障すべき最低生活の水準が、一般国民の生活水準との関連においてとらえられるべき相対的なものであるという基本的な考え方を踏まえて行うものである。

（参考）生活扶助基準に関する検討会報告書（平成19年11月30日）（抄）

○　生活扶助基準の設定に当たっては、水準均衡方式が採用されていることから、その水準は、国民の消費実態との関係、あるいは本人の過去の消費水準との関係で相対的に決まるものと認識されている。したがって、生活扶助基準の水準に関する評価・検証に当たっては、これらの点を総合的にみて妥当な水準となっているかという観点から行うことが必要である。

生活保護基準の検証・見直しについて

◎ 生活保護基準部会における令和４年検証結果（概要）

（１）基準額の水準の検証

夫婦子１人のモデル世帯
（年収階級第１・十分位）

①現行基準（生活扶助）
137,790円

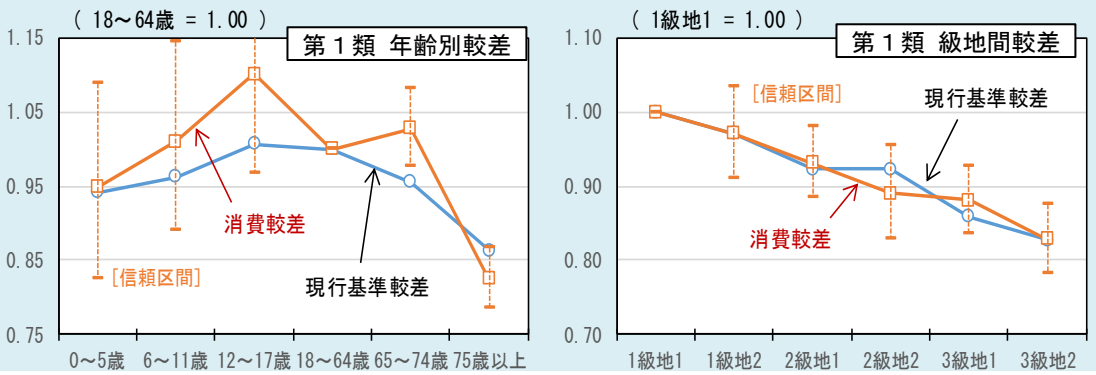
②消費実態（生活扶助相当）
140,514円

（②－①）／①　**2.0%**

（２）基準体系の較差の検証　（年齢、級地、世帯人員別の較差）

より精緻に実態を捉えられるよう消費較差の算出方法を改善した上で、基準体系ごとの消費較差の実態と現行の生活扶助基準の較差との乖離の状況を確認。

（例）



《検証結果を踏まえる上での留意点》

○　厚生労働省において、今回の検証結果を踏まえて、具体的な基準の見直しを検討する際には、検証作業に用いた集計結果等を機械的に適用するのではなく、各検証結果に係る留意点を十分に踏まえて対応するよう強く求めるものである。

○　特に、生活保護を受給する個々の世帯の生活に急激な変化を生じさせないように十分配慮することが必要である。

○　基準体系ごとの消費較差のうち、特に年齢別較差に関しては、消費支出が世帯単位のものであって年齢別の個人の消費を直接捉えられるものではないなど、利用可能なデータ上の制約からも幅をもってみる必要がある。そうした中で、機械的に反映させた場合には現行の基準較差から大幅な変更となることを考慮すれば、検証結果と矛盾のないよう信頼区間から外れない範囲で、激変緩和のための一定の政策的配慮はあり得るものと考えられる。

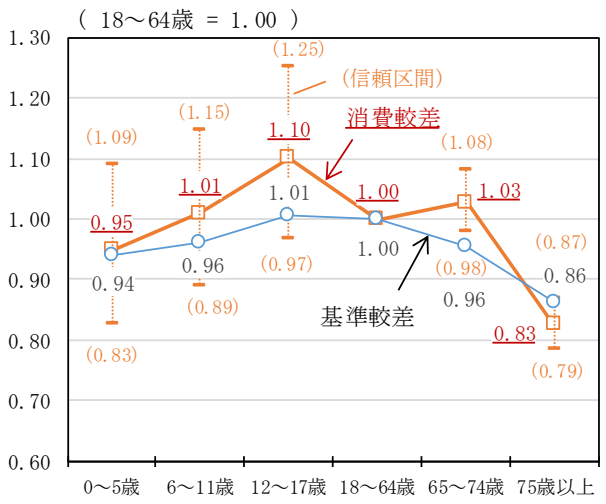
○　第２類の費用の級地間較差に関しては、必ずしも上位級地が下位級地よりも高くない状況であるため、これを機械的に反映した場合には、これまでの制度と矛盾が生じることにも留意が必要である。

○　加えて、生活扶助基準の検証に用いた 2019 年全国家計構造調査の実施時点以降、新型コロナウイルス感染症だけでなく足下の物価上昇を背景として、消費実態等の社会経済情勢が変化していることについては、適切に配慮する必要がある。

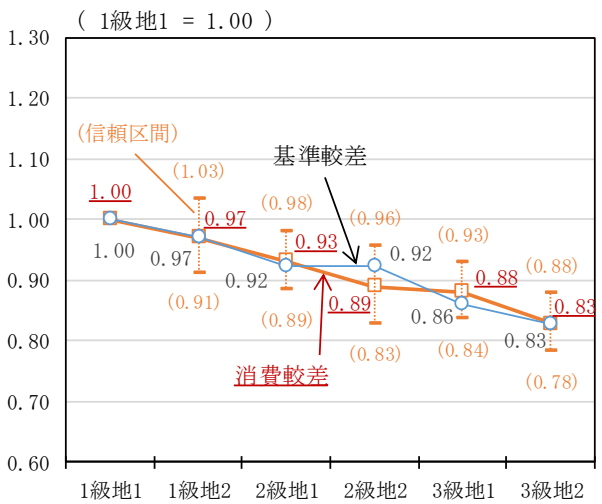
＊　平成29年検証で指摘された「これ以上下回ってはならないという水準」の設定については、今回、消費実態との比較によらない新たな検証手法に関する各調査研究の報告を受け、その試算結果の参照方法について検討を行ったが、様々な意見があり、部会として結論を得るには至らなかった。消費実態との比較によらない手法については、下支えとなる水準を明らかにしていくために今後も議論を重ねていくことが重要である。

《　年齢、級地、世帯人員別の較差検証の結果　》

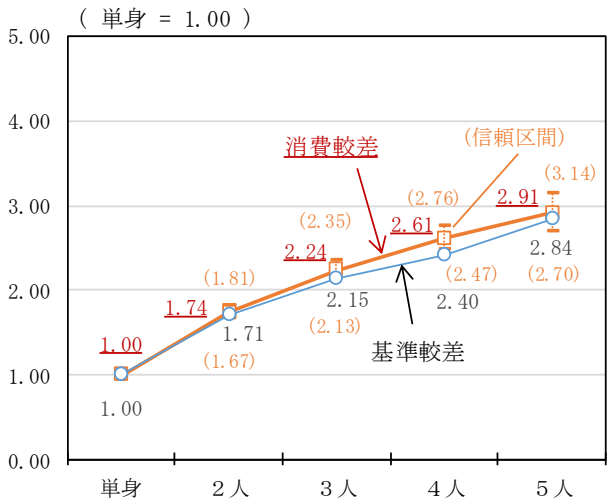
第１類　年齢別較差指数



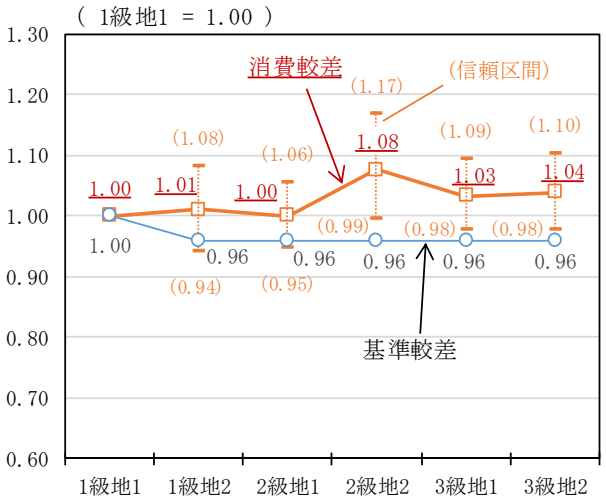
第１類　級地間較差指数



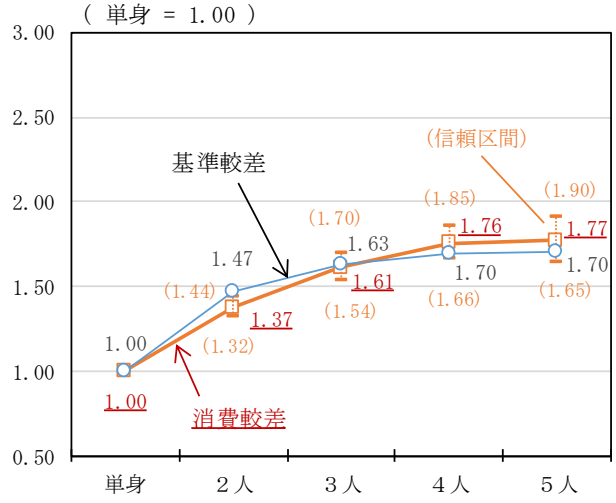
第１類　世帯人員別較差指数



第２類　級地間較差指数



第２類　世帯人員別較差指数



※　信頼区間は、回帰分析結果の係数に基づく95%信頼区間。

令和５年度生活扶助基準の見直しの概要

Ⅰ　生活保護基準部会における検証結果の反映

○　生活扶助基準について、生活保護基準部会における検証結果を反映することを基本とする。

► 夫婦子１人世帯＋２％　　► 年齢・級地・世帯人員別の較差体系を見直し

○　その際、同部会の報告書で示された留意点を踏まえ、年齢別較差は現行の較差との差の２分の１を反映、第２類の費用は級地間の差を設けないこととする。

Ⅱ　足下の社会経済情勢等を踏まえた当面の対応（令和５～６年度の２年間）

○　足下の社会経済情勢等を総合的に勘案し、当面２年間（令和５～６年度）は臨時的・特例的な措置を実施。

①　令和元年当時の消費実態の水準（検証結果の反映後）に一人当たり月額1,000円を特例的に加算

②　①の措置をしても現行基準から減額となる世帯については、現行の基準額を保障

Ⅲ　令和７年度以降の生活扶助基準の検討

○　令和７年度以降の生活扶助基準については、今後の社会経済情勢等の動向を見極めて必要な対応を行うため、令和７年度予算の編成過程において改めて検討。

その際、一般低所得世帯の消費実態との均衡を図るため、上記の検証結果を適切に反映することとした上で、これまでの基準見直しにおける配慮を参考にしつつ、その時々の社会経済情勢等を勘案して設定。

施行時期（Ⅰ及びⅡ）：　令和５年10月～

財政影響額（Ⅰ＋Ⅱ）：　＋１３０億円程度　（令和５年度は＋６０億円程度）

令和７年度生活扶助基準の見直しの内容

Ⅰ　足下の社会経済情勢等を踏まえた当面の対応（令和７～８年度の２年間）

○　生活扶助基準については、一般低所得世帯の消費実態や社会経済情勢等を総合的に勘案して、必要に応じ改定を行っており、今回の見直しの対象期間においても、この考え方を基本とする。

○　前回の令和５～６年度の臨時的・特例的な対応の措置時（令和４年末）から一定期間が経過し、その間も物価・賃金などが上昇基調にあることを背景として消費が緩やかに増加していることも考慮し、社会経済情勢等を総合的に勘案して、当面２年間（令和７～８年度）の臨時的・特例的な措置を実施。

①　令和４年の生活保護基準部会の検証結果に基づく令和元年当時の消費実態の水準に一人当たり月額1,500円を特例的に加算

※　ただし、入院患者・介護施設入所者については、食費・光熱費等が現物給付されている状況等を踏まえ、現行の一人当たり月額1,000円の加算額を維持

②　①の措置をしても従前の基準額から減額となる世帯については、従前の基準額を保障

Ⅱ　令和９年度以降の生活扶助基準の検討

○　令和９年度以降の生活扶助基準については、今後の社会経済情勢等の動向を見極めつつ、一般低所得世帯の消費実態との均衡を図る観点から必要な対応を行うため、令和９年度予算の編成過程において改めて検討。

その際、年齢階級・世帯人員・級地別の分析が可能な５年に一度の生活保護基準部会での定期検証について、１年前倒しでの実施を図り、その検証結果を適切に反映することとする。

施行時期　：　令和７年10月～

財政影響額：　＋５０億円程度　（令和７年度は＋２０億円程度）

令和８年度生活扶助基準の見直しの内容

Ⅰ　社会経済情勢等を踏まえた当面の対応

【令和７年度における対応】

○　生活扶助基準については、令和７年度予算編成において、社会経済情勢等を総合的に勘案し、当面２年間（令和７～８年度）の臨時的・特例的な措置として以下の対応を決定した。

①　令和４年の生活保護基準部会の検証結果に基づく令和元年当時の消費実態の水準に一人当たり月額1,500円を特例的に加算（特例加算）

※１　ただし、入院患者・介護施設入所者については、食費・光熱費等が現物給付されている状況等を踏まえ、令和５年度からの一人当たり月額1,000円の加算額を維持。

※２　特例加算は、令和５～６年度に一人当たり月額1,000円として措置したものを令和７年度見直しで500円引上げ。

②　①の措置をしても従前の基準額から減額となる世帯については従前の基準額を保障

【令和８年度における見直し内容】

○　社会経済情勢等を総合的に勘案し、令和８年10月から１年間、①の**特例加算の額を1,000円引き上げ、一人当たり月額2,500円**とする。②の**従前額保障は継続。**

※　ただし、入院患者・介護施設入所者の加算額は、一人当たり月額1,000円を維持。

Ⅱ　令和９年度以降の生活扶助基準の検討

○　令和９年度以降の生活扶助基準については、今後の社会経済情勢等の動向を見極めつつ、一般低所得世帯の消費実態との均衡を図る観点から必要な対応を行うため、令和９年度の予算編成過程において検討を行う。

その際、年齢階級・世帯人員・級地別の分析が可能な５年に一度の生活保護基準部会での定期検証について、１年前倒しで実施し、その検証結果を適切に反映することとしている。

施行時期　：　令和８年10月～

財政影響額：　＋１１０億円程度　（令和８年度は＋６０億円程度）

平成25年生活保護基準改定について

○　生活保護の基準については、生活保護法に基づき厚生労働大臣が定めることとされている。
○　**生活扶助(食費・光熱水費等)基準については**、一般国民生活における消費水準との比較における相対的なものとして設定。
平成19年以降は、生活扶助基準と一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られるよう、**5年ごとに定期的な検証を実施**。

平成25年改定の内容

① デフレ傾向を踏まえた「物価」による調整 【デフレ調整】

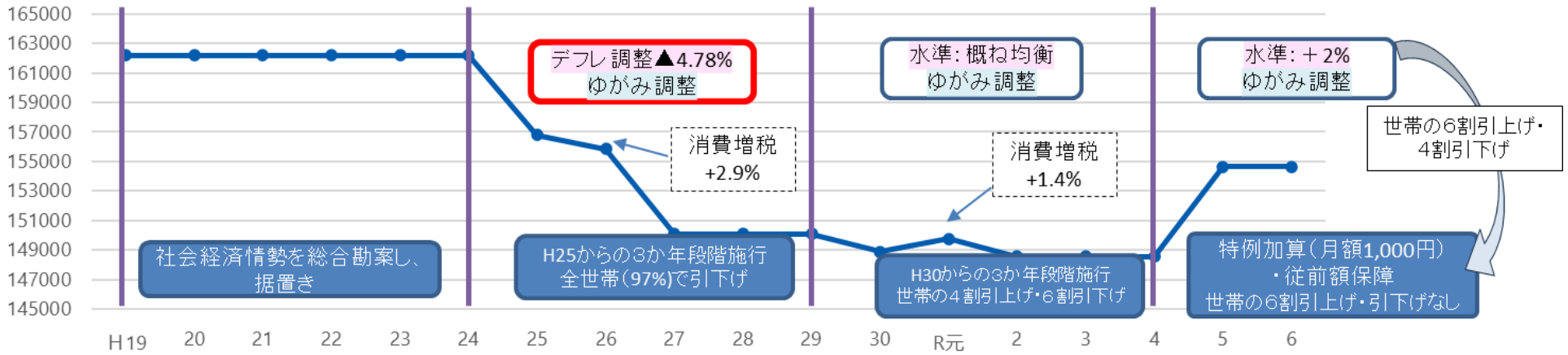
平成19年検証で生活保護基準が高いとされながら減額改定されず、その後も据え置いてきた中で、当時の社会経済情勢に鑑み、生活保護受給者の生活に配慮する観点も踏まえ（※）、**生活扶助を初めて「物価」により調整**。（▲4.78%）

※　仮に全国消費実態調査（現：全国家計構造調査）に基づき消費を基礎として改定する場合には減額幅が▲12.6%と大きくなることが想定された。

② 生活保護基準部会の検証結果の反映方法 【ゆがみ調整】

年齢別、世帯人員別、地域別の「ゆがみ」が確認されたところ、子どものいる世帯への配慮等として、**検証結果の１／２を反映**。

生活扶助基準の変遷（33歳・29歳・4歳の夫婦・子一人世帯　１級地－１(東京都区部等)の場合　R5.10～　月額154,670円）



※　平成25年の生活保護基準改定（基準引下げ）に基づく保護決定処分の取消訴訟が、全国29地裁で提起されている。
※　令和７年６月27日 最高裁判決は、このうち、一審大阪地裁、一審名古屋地裁について示されたもの。

生活保護基準引下げ処分取消等請求訴訟　最高裁判決の概要　①

最高裁判決の内容（令和７年６月27日 最高裁第三小法廷判決　）

自治体による**保護変更決定処分を取り消す**。原告らの**国に対する損害賠償請求を棄却する**。

【判断枠組み】

- （生活保護法３条・８条２項の）規定にいう最低限度の生活は、抽象的かつ相対的な概念であって、その具体的な内容は、その時々における経済的・社会的条件、一般的な国民生活の状況等との相関関係において判断決定されるべきものであり、厚生労働大臣がこれを保護基準において具体化するに当たっては、国の財政事情を含めた多方面にわたる複雑多様な、しかも高度の専門技術的な考察とそれに基づいた政策的判断を必要とするもの。
- **厚生労働大臣は、生活扶助基準を改定するに当たり、**それにより基準生活費を減額されることとなる被保護者の期待的利益についての配慮の要否等を含め、**専門技術的かつ政策的な見地からの裁量権を有している**ものというべきであり、本件改定は、その判断に上記見地からの**裁量権の範囲の逸脱又はその濫用がある場合に違法**となる。
- そして、生活扶助基準の改定の要否の判断の前提となる最低限度の生活の需要に係る評価や被保護者の期待的利益についての配慮は、上記のような専門技術的な考察に基づいた政策的判断であるところ、これまでも**生活扶助基準の改定に際しては、専門家により構成される合議制の機関等により、各種の統計や資料等に基づく専門技術的な検討がされてきた**ところである。
- これらの経緯等に鑑みると、厚生労働大臣の裁量判断の適否に係る裁判所の審理においては、主として**本件改定に係る判断の過程及び手続に過誤、欠落があるか否か等の観点から、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性の有無等について審査されるべき**。

【デフレ調整】

- 平成20年度から平成24年度までの生活扶助基準について水準均衡方式による改定が行われなかったことからすると、厚生労働大臣が、**本件改定当時、生活扶助基準の水準と一般国民の生活水準との間に不均衡が生じていると判断したことにつき、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性に欠けるところがあるとはいい難い**。

生活保護基準引下げ処分取消等請求訴訟　最高裁判決の概要　②

【デフレ調整（続き）】

- 生活保護法８条２項の「最低限度の生活の需要を満たす」とは、生活扶助については、最低限度の消費水準を保障することを意味するものとして理解されてきたもの。昭和59年度以降採用されてきた水準均衡方式も、一般国民の消費実態との関係において妥当な生活扶助の水準を維持しようとするもの。

- **物価変動率**は、**それだけでは消費実態を把握するためのものとして限界のある指標**であるといわざるを得ない。**物価変動率のみを直接の指標として基準生活費の改定率を定めること**が、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性を有するものというためには、物価と最低限度の消費水準との関係や、従来の水準均衡方式による改定との連続性、整合性の観点を含め、**専門的知見に基づいた十分な説明がされる必要がある**。

- **上記不均衡を是正するために物価変動率のみを直接の指標として用いることが合理的であることについて、専門的知見に基づいた十分な説明がされているということはできない**。

- **物価変動率を指標とすることが、一般論としては専門的知見と整合しないものではないからといって、それまで水準均衡方式によって改定されてきた生活扶助基準を、物価変動率のみを直接の指標として改定することが直ちに合理性を有するものということにはならない**ところ、上記不均衡を是正するために**物価変動率のみを直接の指標とすることについて、基準部会等による審議検討を経ていないなど、その合理性を基礎付けるに足りる専門的知見があるとは認められない。物価変動率のみを直接の指標として用いたことに、専門的知見との整合性を欠く**ところがあり、**この点において、デフレ調整に係る厚生労働大臣の判断の過程及び手続には過誤、欠落があったものというべき**。

- デフレ調整が一律に4.78%も減ずるものであり、生活扶助を受給していた者の生活に大きな影響を及ぼすものであることも考慮すると、平成29年検証の結果によって、上記の評価は左右されない。

- 以上によれば、**本件改定は、物価変動率のみを直接の指標としてデフレ調整をすることとした点において**、その厚生労働大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があり、**生活保護法３条、８条２項に違反して違法**。

生活保護基準引下げ処分取消等請求訴訟　最高裁判決の概要　③

【ゆがみ調整】

- 本件において、平成25年検証の結果に統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性に欠けるところがあるというべき事情は見当たらない。

- **平成25年報告書においては、**平成25年検証の結果をそのまま生活扶助基準に反映させると、児童のいる世帯への減額の影響が大きくなることが見込まれており、**生活扶助基準の見直しを具体的に検討する際には児童のいる世帯への影響に配慮する必要があるともされていた**というのであるから、このような観点から、その反映に当たり減額率を限定することには合理性があるということができる。
- また、ゆがみ調整が、生活保護受給世帯間の公平を図るため、生活扶助基準における展開のための指数を適正化することを目的とするものであることに照らせば、減額率に合わせて増額率を限定することにも一定の合理性があるということができる。
- そして、**平成25年報告書において、平成25年検証の手法に係る統計上の限界も指摘されていた**ほか、生活扶助基準については基準部会による５年ごとの検証が行われるため、**改定による影響については、将来的に検証することが可能であった**といえることなども踏まえると、**ゆがみ調整における改定率を平成25年検証の結果をそのまま生活扶助基準に反映する場合の２分の１に限定したことが不合理であるともいえない**。

- **２分の１処理を含むゆがみ調整**に係る厚生労働大臣の判断に、**統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性に欠けるところがあるということはできない。**

【国家賠償】

- 保護基準は、**最低限度の生活の需要を超えないものでなければならない**のであり、仮に本件改定前の生活扶助基準が上記**需要を超えたものとなっていたというのであれば、これを引き下げることは、生活保護法の規定に沿う**。
- 厚生労働大臣が、本件改定当時、**生活扶助基準の水準と一般国民の生活水準との間に不均衡が生じていると判断したこと**につき、**統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性に欠けるところがあるとはいい難い。**

生活保護基準引下げ処分取消等請求訴訟　最高裁判決の概要　④

【国家賠償（続き）】

- 平成24年８月に施行された**社会保障制度改革推進法附則**においても、**生活扶助の給付水準の適正化**その他の必要な見直し**を早急に行うものとする旨が規定**されていた。加えて、物価変動率を指標とすること自体が直ちに許容されないものとはいえない。
- これらに照らせば、厚生労働大臣が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然とデフレ調整に係る判断をしたと認め得るような事情があったとは認められない。

社会保障審議会 生活保護基準部会
最高裁判決への対応に関する専門委員会

【設置の趣旨】
平成25年生活扶助基準改定に関する令和７年６月27日最高裁判決を踏まえた今後の対応に関して、最高裁判決の趣旨及び内容を踏まえた対応の在り方について、法律・経済・福祉の専門的知見に基づく検討を行うため、学識経験者による審議をいただく専門の委員会を、社会保障審議会 生活保護基準部会の下に設置する。

委員名簿（五十音順・敬称略）、◎は委員長

構成員氏名	所属
◎ 岩村　正彦	東京大学　名誉教授
太田　匡彦	東京大学大学院法学政治学研究科　教授
興津　征雄	神戸大学大学院法学研究科　教授
新保　美香	明治学院大学社会学部　教授
嵩　さやか	東北大学大学院法学研究科　教授

構成員氏名	所属
永田　祐	同志社大学社会学部　教授
別所　俊一郎	早稲田大学政治経済学術院　教授
村田　啓子	立正大学大学院経済学研究科　教授
若林　緑	東北大学大学院経済学研究科　教授

【これまでの開催実績】

○　第１回専門委員会　8月13日（水）：判決の内容や平成25年改定の経緯に関する認識の共有
○　第２回専門委員会　8月29日（金）：原告関係者からのヒアリング、判決の法的効果など
○　第３回専門委員会　9月８日（月）：デフレ調整の計算方法等の確認、判決の法的効果（続き）など
○　第４回専門委員会　９月22日（月）：平成25年改定当時の経済指標の評価
○　第５回専門委員会　10月２日（木）：平成25年改定当時の経済指標の評価、リーマンショックなどの特殊要因の補正方法の検討、これまで議論された論点と今後の論点（案）
○　第６回専門委員会　10月23日（木）：リーマンショックなどの特殊要因の補正方法の検討、判決の法的効果を踏まえた対応の在り方
○　第７回専門委員会　10月29日（水）：リーマンショックなどの特殊要因の補正方法の検討、判決の法的効果を踏まえた対応の在り方、仮に平成25年生活扶助基準改定を再度実施する場合の各種論点
○　第８回専門委員会　11月７日（金）：取りまとめに向けた方向性（案）
○　第９回専門委員会　11月17日（月）：報告書（案）
⇒　11月18日（火）：報告書公表

社会保障審議会　生活保護基準部会　最高裁判決への対応に関する専門委員会とりまとめのポイント

（令和７年11月18日公表の専門委員会報告書に基づき厚生労働省において作成）

１．平成25年改定当時の生活扶助基準に係る再検討について

○　平成25年改定前の生活扶助基準額と平成21年全国消費実態調査による生活扶助相当支出額には、**▲12.0%の乖離あり**（夫婦子1人世帯（勤労者世帯、年収階級第1・十分位））。

○　ただし、平成21年時点の消費水準はリーマンショックの影響を大きく受けていると考えられることから、家計調査を用いて、リーマンショックの影響から一定程度回復した時点の水準に補正することが必要。

○　その結果、実施すべき改定率は、

- **平成24年までの変動率で補正する場合：▲２．４９％**
- **平成25年までの変動率で補正する場合：▲５．５４％**（ただし、不利益変更との関係から▲４．７８％が下限）
- **上記２つの平均の変動率で補正する場合：▲４．０１％**

２．判決の効果及び平成25年当時の生活扶助基準に係る検討を踏まえた対応の在り方について

【再改定の適否】

○　**改めてゆがみ調整を行う**とともに、専門的知見に基づき、**生活扶助基準と一般国民の生活水準との間の均衡を図る観点から再度改定する（高さ調整を行う）ことは、生活保護法第８条第２項の規定（※）に沿う**。

※　基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した**最低限度の生活の需要を満たすに十分**なものであつて、**且つ、これをこえないものでなければならない**。

【ゆがみ調整】

○　**判決で違法とされておらず、制度全体の合理性・公平性確保の観点から、全ての対象者に再実施が可能**

※　他方で、最高裁判決の対象となった原告及び既に判決が確定した後続訴訟の原告については、判決の形成力により、ゆがみ調整分も含め処分前の状態に戻っていることを踏まえ、ゆがみ調整及び高さ調整の両方について再度の改定を行わないことも解決の一手法として考えられる。

【高さ（水準）調整】

○　**原告・原告以外ともに、生活保護法第８条第２項に基づき水準を再設定することが適当**であるが、**原告については争訟継続による負担や経緯を踏まえた紛争の一回的解決の観点から、解決の一手法として、再設定を行わないことも考えられる**。

※　上記に関連して、高さ調整自体は、制度の持続性を確保する上で実施する必要があったのではないかとの意見、給付の内容を原告と原告以外で区別することは無差別平等原則に必ずしも反しないとの意見、原告について、上記の経緯や無差別平等原則を重視し、改めての高さ調整を行わないのであれば、原告以外についても、原告と同様の対応とすべきでないかとの意見などがあった。

２．判決の効果及び平成25年当時の生活扶助基準に係る検討を踏まえた対応の在り方について（続き）

【基準の見直しの具体的内容】

○　高さ調整を再度実施することとした上で、経済学的な検討を踏まえた新たな水準と平成25年当時の告示改正後の水準による生活扶助費との差額の給付を行うこととする場合には、**生活保護法第８条に基づく新たな基準を制定し、当該基準に基づき保護費を追加的に支払う方法などが適当**。

※　基準の遡及適用は、法令改正の一般原則、訴訟を提起していない被保護者との関係では、現在時点の処分を行えば足りること、立法技術的な問題も生ずることから、適当な方法とは言えない。

【総括】

○　仮に**当時の基準改定（ゆがみ調整及び高さ調整）を新たな検証結果に基づき改めて実施することとした場合には、基本的には原告等以外の被保護者のみならず、原告等にも適用**することになる。

○　このため、

- **新たな基準を制定する場合にも、原告等及び原告等以外の被保護者の区別なく適用することが基本と考えられるが、**
- 他方で、原告等については、判決による形成力が働いている者がいることや、**特に高さ（水準）調整について、紛争の一回的解決の要請に特に留意が必要**であり、

こうした点を踏まえて適切に裁量権行使を行うことが必要であるものと考えられる。

○　なお、平成25年当時の生活扶助基準改定について、**今回の最高裁判決において**、「物価変動率のみを直接の指標とすることについて、基準部会等による審議検討を経ていないなど、その合理性を基礎付けるに足りる専門的知見があるとは認められない。物価変動率のみを直接の指標として用いたことに、専門的知見との整合性を欠くところがあり、この点において、**デフレ調整に係る厚生労働大臣の判断の過程及び手続には、過誤、欠落があった」と判示されたことを重く受け止め、今後の改定手続において同様の問題が生じないよう、特にこれまでと異なる判断を行う場合には、厚生労働省において、専門的知見に基づく生活保護基準部会等における検討を経て適切な改定を行うよう特段の留意を求める**ものである。

生活保護基準部会の役割等に関する論点案

平成25年の生活扶助基準改定に関する最高裁判決や本部会での指摘も踏まえ、生活保護基準の適切な改定を担保する観点から、生活保護基準部会の役割等に関する以下の論点についてどのように考えるか。

① 本部会は、生活保護基準の定期的な評価・検証について審議するための専門の部会として設置され、一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか否かを見極めるため、５年に１度実施される全国家計構造調査の特別集計データ等を用いて専門的かつ客観的に検証を実施することとしているが、引き続きこうした役割を中核とすることについてどのように考えるか。

② これまでの本部会の報告書において、定期検証の結果を踏まえて具体的な基準の見直しを行うに当たっての留意点として、利用可能なデータ上の制約、検証結果や制度と矛盾のない反映の仕方、生活保護受給世帯の生活の激変緩和への配慮等や、足下の社会経済情勢等の変化や他制度への影響など考慮することが必要な事項についても示されてきた。こうした留意点や定期検証の結果以外の考慮事項についても併せて議論を行うことは、国の政策判断の合理性を確保する上で重要と考えられるのではないか。

③ 本部会における議論が円滑に進められるよう、厚生労働省においては、本部会の意見を聴きつつ適切に議題を設定するとともに、本部会で整理する検討の進め方を踏まえて必要な資料やデータを整理して示すこととしてはどうか。

④ 本部会での審議後の具体的な生活保護基準の見直し（激変緩和措置の実施、足下の社会経済情勢等を踏まえた対応等を含む）については、最終的には国の責任において政策判断を行うものであるが、その場合も、厚生労働省においては、本部会における議論を十分に踏まえた対応を行うとともに、政策判断の内容や理由について説明を行う観点から、生活保護基準の改定内容の決定後、適時に本部会に報告を行うこととしてはどうか。

⑤ ①～④に関する内容について、今回の検証作業に係る本部会の報告書や本部会の設置要綱等において明確化することとしてはどうか。

※ なお、生活保護基準の検証以外の、生活保護制度の課題及びその対応方策については、引き続き社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会で取り扱う。